

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の場合) 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 (期間の定めのある雇用契約の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の場合) 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 (期間の定めのある雇用契約の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の場合) 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 (期間の定めのある雇用契約の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35%とします。 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。